

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員				民 間			A/B
	職員数	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (A)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月 額(B)	
全 体	70 人	48.0	322,736	338,285	—	—	—	—
学校給食員	32 人	46.9	318,322	330,150	調理士	41.7	251,500	1.31
保育所調理員	18 人	48.9	311,939	322,116				1.28
用務員	17 人	50.2	343,429	365,117	用務員	53.9	227,200	1.61
その他	3 人	41.4	317,333	370,016	—	—	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成16年～18年の3か年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、パート労働者等が含まれているため雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 年齢別職員数

区分	合計	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上
全 体	70 人	0 人	0 人	1 人	6 人	7 人	3 人	1 人	6 人	15 人	17 人	14 人	0 人
学校給食員	32	0	0	1	4	4	0	1	3	6	5	8	0
保育所調理員	18	0	0	0	1	2	0	0	2	4	7	2	0
用務員	17	0	0	0	0	1	2	0	1	5	4	4	0
その他	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表適用（行政職給料表（一）相当）

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給額
特殊現場作業手当	頻繁な交通のある道路において、交通を遮断せずに行う道路の維持補修作業	日額350円 (4時間未満 200円)

ウ 昇給・昇格基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号（55歳を超える場合は2号）を標準として昇給する。

2 見直しに関する基本的な考え方

技能労務職については、平成12年8月の旧佐久市定員適正化計画に基づき、退職者不補充職種としており、現在、新規の採用は行なっていない。

給与面に関しては、国、県、近隣市の動向を注視し、適正な判断をしていく。

3 具体的な取組内容

平成17年度に技能労務職に係る特殊勤務手当である調理員手当、運転手当、早出手当の廃止、平成18年度に市営バス運転手当の廃止を行なった。

また、平成19年度において特殊現場作業手当の支給要件について見直しを行った。

4 その他

技能労務職は退職者不補充職種であるため、市営バス運転業務、浅間総合病院調理業務、学校給食配送業務の一部等、順次民間委託を行っており、今後も可能な業務に関して検討し推進していく。